

7/28
(土)

中野シヨンシヨンまつり



「第39回中野シヨンシヨンまつり」を7月28日(土)に市街地で開催します。

踊り会場・交通規制

踊り開始時間

▼午後6時

踊り会場

▼松川信号交差点南側から、信州中野郵便局北側までの直線コースと相生町および



問い合わせ先
中野シヨンシヨンまつり推進
会事務局 (市役所商工観光
課内)
☎(22)2111 (内線256)

ご迷惑をお掛けしますが、
ご理解とご協力をお願いします。

・ゴミは各自お持ち帰りいた
だくようお願いいたします。

・踊り終了後(おおむね午後
8時20分ごろ)、中野立志
館高等学校第2グラウンド
から花火を打ち上げます。

幸町
交通規制時間
▼午後4時〜9時40分
交通規制箇所
▼上図のとおり
その他

ポスター・パンフレット 入選作品決定

「第39回中野シヨンシヨンまつり」ポスター・パンフレットの採用作品が決定しました。本年は、市内7小学校から合計472点の応募があり、5月24日(木)、長野県中野勤労者福祉センターで入選作品の選考が行われました。なお、入選作品は7月30日(月)まで、市役所および豊田支所に掲示します。



▲ポスター採用作品



▲パンフレット採用作品

区分	氏名	学校名	学年・組
ポスター	澁澤 昂河さん	中野	5年1組
パンフレット	平澤 綾大さん	延徳	6年東組
佳作	逸見 紀子さん	中野	5年1組
佳作	宮嶋 太陽さん	延徳	6年東組
佳作	白井 優斗さん	平野	4年1組
佳作	西原 侑佑さん	高丘	3年
佳作	市川 嵐土さん	長丘	6年
佳作	清水 捺央さん	科野	6年
佳作	高野 紗耶さん	倭	4年

ご利用
ください

福祉医療費制度

福祉医療費とは、乳幼児等、障害者、母子家庭、父子家庭の方を対象に、医療費の自己負担の一部を給付するものです。

医療機関で必ず受給者証を提示してください

福祉医療費の給付を受けるには、受給者証の交付申請が必要ですが（一部を除く）注1。申請の際には保険証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、印鑑、通帳をお持ちください。

問い合わせ先
市役所代表 ☎(22)2111
乳幼児等に関して：子育て課
子ども支援係（内線356）
乳幼児等以外に関して：福祉課
課厚生保護係（内線255）
豊田支所地域振興課市民生活係
☎(38)3111（内線132）

区分	支給対象者（給付範囲）
乳幼児等	0歳から中学校3年生まで (注1：小学校4年生から中学校3年生までは入院のみが対象で、受給者証の交付はありません。入院した月から1年以内に、領収証・印鑑などをお持ちの上、市役所窓口で支給申請してください)
身体障害者手帳交付者	1級～4級 (4級は所得税非課税世帯が対象)
療育手帳交付者	A1～B2 ※B2は所得制限あり (特別障害者手当)
精神障害者保健福祉手帳交付者	1級…所得制限あり(特別障害者手当) 2級…市民税または所得税非課税の方 (世帯員は1級と同じ所得制限) 3級…市民税非課税世帯が対象
65歳以上の国民年金法該当者	障害基礎年金(1級または2級)を受給している方
母子家庭・父子家庭	18歳未満(高等学校卒業まで)の児童と扶養している方 ※父子家庭は所得制限あり(児童扶養手当)

75歳以上の方すべてが加入する医療保険

後期高齢者医療保険制度

平成24年度の住民税額確定に伴い、平成24年度保険料決定納入通知書を7月中旬にお送りします。

保険料の金額、計算方法については、通知書および同封のチラシをご確認ください。また、7月末までに新しい保険証を自宅に郵送します。この保険証は、保険に加入していることを証明するものです。大切に保管し、医療機関を受診するときには、必ずお持ちください。

均等割額38,239円
+

所得割(前年中の総所得金額-基礎控除額33万円)×率7.29%

||

保険料(年額)

保険料
被保険者一人一人にかかります。一人当たりの保険料額は、その方の前年の所得に応じてご負担いただく「所得割額」と被保険者の全員が均等にご負担いただく「均等割額」との合計額になります。

1年更新のため、毎年7月末までにお送りします。また、保険証に記載の負担割合(医療機関窓口で支払う医療費の一部負担金の割合)は1割か3割です。3割の方は現役並み所得者の方になります。なお、現在お使いの保険証は、8月1日から使えませんので破棄してください。

保険証
原則、年金から引き落とし(特別徴収)となりますが、お送りする納入通知書に同封する通知文により、納付方法をご確認をください。

保険料の納付
また、所得が低い方の負担を減らすため、世帯の所得に応じた軽減措置があります。ただし、前年の所得を申告していない世帯は、軽減を受けられない場合があります。※4月から、保険料額・保険料率が改定になりました。詳しくは、広報なかの4月号12ページをご覧ください。

問い合わせ先
市役所福祉課国保医療係
☎(22)2111(内線296)

現在、お使いの「受給者証」は8月1日から使えません。また、国民健康保険の保険証は、9月末までに郵送します。ただし、保険税に滞納があるときは郵送できない場合があります。

75歳の誕生日を迎える方
加入手続きは不要です。保険証は75歳の誕生日を迎える前日までに自宅へ郵送します。また、保険料については、誕生月の翌月にお知らせします。※中野市国民健康保険にご加入の70歳以上75歳未満の方へ、7月末までに「国民健康保険高齢受給者証」を郵送します。

